

令和 2年 4月16日

会員ならびに保護者各位 殿

株式会社桜泳会スイミングスクール

政府の緊急事態宣言に伴う運営について

平素より、当スクールの運営にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。
本日（4月16日）、政府より「全国に緊急事態宣言」が発令されました。当スクールといたしまして会員の皆様に、安心・安全な環境で施設をご利用いただくために、これまでに検温実施や室内換気、徹底した消毒作業など、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を、精一杯尽力してまいりました。

今後につきましては、できる限り営業を続けていきたいと考えておりますので、引き続きご心配・ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、ジュニアスクールにおきましては、下記の対応をとらせていただきますのでご確認ください。

●緊急事態宣言発令後の欠席・振替について（4月休会の方は対象外）

期間 4月17日（金）～ 28日（火）

※上記期間内の欠席回数分の振替は特別措置としまして

2021年 2月20日（土）まで対応させていただきます。

（通常振替とは別扱いとさせていただきます）

※22日（水）～28日（火）は進級テスト期間となりますが、欠席される場合はそれまでの泳力にて判定させていただきます。合格の方にはスクールよりご連絡させていただきます。

※後日の進級テストは行いませんので予めご了承ください。

● 4月29日（水）～ 5月6日（水） スクール休館日となっております。

● 5月 7日（木）以降の営業について

※5月 7日（木）より通常営業を予定しておりますが、今後の状況により対応を変更させていただく場合がございます。その際は、ホームページ、フェイスブックにてご案内いたしますので、ご確認お願いします。

以上、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。